

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 47 号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 8 号）は、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成 30 年 2 月 7 日医政発 0207 第 9 号、保発 0207 第 4 号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

(別紙2)

材料料

N008 装着

1 帯環 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型

17点

b 自動練和型

17点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型

11点

b 自動練和型

11点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

12点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

4点

2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)

ダイレクトボンド用ボンディング材料

6点

N008-2 植立 (1本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー

371点

N012 床装置 (1装置につき)

15点

N013 リトラクター (1装置につき)

618点

N014 プロトラクター (1装置につき)

1,200点

N015 拡大装置 (1装置につき)

1 床拡大装置

128点

2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)

14点

3 スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)

233点

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

1 アクチバトール

11点

2 ダイナミックポジショナー

40点

N017 リンガルアーチ (1装置につき)

219点

N018 マルチブラケット (1装置につき)

1 矯正用線 (丸型)

17点

2 矯正用線 (角型)

12点

3 矯正用線 (特殊丸型)

19点

4 矯正用線 (特殊角型)

22点

5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)

26点

N019 保定装置 (1装置につき)

1 プレートタイプリテーナー

15点

2 メタルリテーナー

110点

3 スプリングリテーナー

14点

4 リンガルアーチ

227点

5 リンガルバー

不銹鋼及び特殊鋼

47点

6 ツースポジショナー

40点

7 フィクストリテーナー

48点

N020 鉤 (1個につき)

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	8点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	15点
N021	帯環（1個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 前歯	16点
	(2) 犬歯・臼歯	18点
2	ブラケット付帯	
	(1) 前歯	34点
	(2) 犬歯・臼歯	36点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	61点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	29点
N024	弾線（1本につき）	5点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	22点